

令和8年6月19日  
報道発表資料  
川崎市消防局

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	消防局
職 位	職 員（消防士）
年 齢	34歳
性 別	男 性
処分内容	停職1月
処分理由	<p>令和8年5月18日（月）午前1時56分頃、川崎区内の自宅で発生した、家庭内のトラブル事案に対応していた警察官のうち1名に対し、ガラス製のコップを投げ付ける暴行を加え、職務の執行を妨害した。</p> <p>同日午前3時13分、公務執行妨害罪の疑いで現行犯逮捕され、同年5月19日（火）に送致、同年6月3日（水）に略式起訴、同日付けで略式命令により罰金20万円に処され、即日納付したもの。</p> <p>このことは、常に高い行為規範を求められる消防職員として、あるまじき行為であり、その職に対する信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であった。</p>
処分発令日	令和8年6月19日
処 分 者	川崎市消防長
備 考	当該職員は本日付けで依願退職

【問合せ先】

川崎市消防局総務部人事課 大竹

電話（外線）044-223-2523

（内線）48201